# 一般社団法人 EV ワイヤレス給電協議会

# 会員規程

**第 1 条（目的）**

本規程は、一般社団法人 EV ワイヤレス給電協議会（以下「当法人」という。）の定款第 3 章の規程に基づき、会員の資格、入退会、会費その他の必要事項を定めることを目的とする。

**第 2 条（用語の説明）**

1. 「会員」とは、幹事会員、正会員及びオブザーバー会員をいう。
2. 「社員」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員をいう。
3. 幹事会員及び正会員は社員とし、社員総会における議決権を有する。オブザーバー会員は社員に該当しない。
4. 「電子的方法」とは、電子メール、オンライン会議システム、電子署名サービスその他合理的に認められる電磁的手段をいう。

**第 3 条（会員種別）**

当法人の会員は、次の 3 種とする。

**幹事会員**：当法人の目的に賛同し、EVワイヤレス給電技術に関与し、当法人の運営に主体的に参画する国内拠点を有する法人又は団体。

**正会員**：当法人の目的に賛同し、EVワイヤレス給電技術に関与し、国内拠点を有する法人又は団体。

**オブザーバー会員**：当法人の目的に賛同する関係省庁、大学又は研究機関等の法人又は団体。

**第 4 条（入会）**

1. 入会希望者は、所定の入会申込書及び必要資料を事務局に提出する。
2. 理事会は、入会可否を決定し、入会希望者に通知する。承認しない場合は理由を付して通知する。
3. 会員は、代表者（登記されている場合は、登記上の代表者）とは別に、窓口代表者を届け出るものとする。
4. 入会の効力は、理事会の承認をもって生じる。

**第 5 条（会員期間・更新）**

1．会員期間は、当法人の事業年度に一致する 1 年間とする。

2．会員期間は、退会または除名等により終了しない限り、次年度以降自動的に更新される。

**第 6 条（入会金）**

入会金は、徴収しない。ただし、必要が生じた場合には、社員総会の決議により定めることができる。

**第 7 条（会費）**

1. 会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。
   （1）幹事会員：年額 30 万円
   （2）正会員　：年額 20 万円
   （3）オブザーバー会員：無料
2. 会費は、毎年 5 月末日までに、当法人が指定する銀行口座に振り込む方法により納入するものとする。振込手数料は会員負担とする。
3. 幹事会員が事業年度の途中で入会した場合には、会費は年額全額を納入するものとする。正会員の年会費は、初年度は無料とする。
4. 途中退会の場合であっても、既納の会費は返還しない。
5. 年度の途中で会員種別の変更があった場合には、変更後の会費との差額を支払う。変更後の会費が減額する場合でも、その差額の返還は行わない。

**第 8 条（会員の権利）**

1．会員は、当法人が提供する各種情報、刊行物、セミナー、研究会、交流機会及びワーキンググループその他の活動に参加し、又はそれらの提供を受けることができる。

2．幹事会員および正会員は、各 1 個の議決権を有する。

**第 9 条（会員の義務）**

1．会員は、定款、本規程その他当法人の規程を遵守し、会費等を期限までに納入しなければならない。

2．会員は、登録事項に変更があった場合、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

3．会員は、当法人の名誉・信用を損なう行為をしてはならない。

**第 10 条（事務局及び事務局員の選出）**

1．当法人は、理事会の下に、当法人の運営及び事業遂行を補助する機関として事務局を設置する。

2．事務局は、次の各号に掲げる者（自然人）（以下「事務局員」という。）をもって構成する。
（1）幹事会員が自法人（又は団体）の職員から選出した自然人
（2）正会員が自法人（又は団体）の職員から選出した自然人
（3）理事会が特に必要と認めて選任した自然人
（4）当法人と雇用契約を締結した自然人

3．幹事会員は、本条第 2 項第 1 号に掲げる事務局員となるべき自然人を自法人（又は団体）の職員から 1 名以上選出し事務局に届け出るものとする。

4．正会員は、理事会の承認を得て、本条第 2 項第 2 号に掲げる事務局員となるべき自然人を自法人（又は団体）の職員から選出することができる。正会員は、当該選出をしたときは、事務局に届け出なければならない。当該正会員について本項の承認が一度なされた後は、同一正会員による再任は承認を要しない。

5．本条第 2 項第 1 号から第 3 号までの事務局員の任期は、2 年とし再任を妨げない。補欠により選任された事務局員の任期は、前任者の残存期間とする。

6．本条第 2 項第 1 号又は第 2 号により当該事務局員を選出した幹事会員又は正会員が会員資格を喪失したときは、当該法人（団体）が選出した事務局員もその資格を同時に失うものとする。

7．事務局の構成、職務、会議の運営その他必要な事項は、別に定める「事務局規程」による。

**第 11 条（任意退会）**

1．会員は、当法人が定める退会届を提出し、退会希望日の３０日前までに通知することにより任意に退会することができる。

2．前項にいう通知とは、退会届を事務局へ提出することをいう。

**第 12 条（除名）**

会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。

1. 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

**第 13 条（会員資格の喪失）**

会員は第 11 条、第 12 条の場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 第 7 条に基づく会費納入義務を履行しなかったとき。
2. 会員である法人および団体が解散により存在しなくなったとき。
3. 会員が第 20 条各号のいずれかに該当すると当法人が認めたとき。

**第 14 条（権利・義務の終了）**

1. 会員が資格を喪失した場合には、当法人に対するすべての権利を喪失し、義務を免れる。ただし、未履行の義務については免れない。また、本規程において会員資格喪失後も存続する旨定める義務（第 18 条・第 19 条）は、この限りでない。未履行の義務とは、資格喪失時点までに発生した会費その他の金銭債務をいう。
2. 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

**第 15 条（変更の届け出）**

1．会員は、名称、住所、代表者、担当者、連絡先等届け出事項に変更があったときは、遅滞なく事務局へ届け出なければならない。

2．届け出を怠ったことにより会員に生じた不利益については当法人は責任を負わない。

**第 16 条（会員資格の譲渡等の禁止）**

会員は、その資格を第三者に譲渡もしくは使用させ又はこれを第三者に承継もしくは名義変更を行うことはできない。

**第 17 条（会員の名称等の公開）**

当法人は、当法人に入会している会員の名称を公開することができる。

**第 18 条（著作権）**

当法人の目的のために会員等が単独で作成し当法人に提出した資料の著作権は、当該会員等に帰属する。

1．当法人の目的のために会員等が共同で作成し当法人に提出した資料の著作権は、当該会員等の共有とする。

2．当法人の目的のために事務局が作成した資料の著作権は、幹事会員及び事務局の共有とする。

3．当法人の目的のために外部組織等に委託した調査等の成果品の著作権は、委託費用を負担した会員に帰属する。なお、当法人の資産をもって委託費用を支弁した場合の成果品の著作権は、全会員の共有とする。
4．会員等は、当法人の活動目的に沿った範囲において、本規約で別途定める場合を除き、前四項に定める著作権を著作権者である会員又は事務局等の承諾を得ることなく無償で利用することができる。当該利用に関し、前四項に定める著作物の著作権者は著作者人格権を行使しないものとする。なお、前四項に定める著作物に第三者の著作物が含まれる場合には、その第三者著作物を当法人に提出または提供した会員等は、他の会員等が当該第三者著作物を支障なく利用できるよう、第三者著作物の利用許諾の取得等、必要な措置をとるものとする。
6． 会員等が退会その他の理由により会員資格を喪失した場合は、当法人と当該会員等は、誠実に協議の上、当該会員等が作成または提供した著作物の取扱いを定めるものとする。
7．第 2 項、第 3 項および第 4 項後段に基づき、 共有している著作物に関する著作権の行使（利用許諾・公開等）は 、当法人が共有者を代表して行うものとする。ただし、 第 5 項に基づく会員等による個別利用はこの限りでない。
8．本条の定めは、当法人の存続期間満了又は解散後も有効とする。

**第 19 条（秘密保持）**

1．本規程において、開示者とは、秘密情報を開示する当法人および会員をいい、被開示者とは、秘密情報を受領する当法人および会員をいう。
2．被開示者は、当法人を通じて開示者から秘密である旨を表示の上開示された技術、資格等の情報（以下「秘密情報」という。）について、当法人および会員以外の第三者に対して開示してはならず、また当法人での活動に関する目的以外で使用してはならない。ただし、開示者から事前に承諾を得た場合はこの限りではない。
3．前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に含まれない。
（1） 被開示者が知得したとき既に自ら保有していた情報
（2） 被開示者が知得したとき既に公知であった情報
（3） 被開示者が知得後、自己の責に帰せざる事由による公知となった情報
（4） 被開示者が知得後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく取得した情報
（5） 被開示者が知得した情報によらずに独自に開発した情報
4．被開示者は、当法人の存続期間満了又は解散の後ただちに、秘密情報（複製を含む。）に関する全ての資料を開示者の指示により返却、消去又は廃棄しなければならない。

**第 20 条（反社会的勢力の排除）**

1. 会員は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、将来も該当しないことを表明保証する。
2. 前項に違反したときは、催告なく資格喪失とし、既納金は返還しない。

**第 21 条（通知方法）**

1. 当法人から会員への通知は、原則として第 2 条第 4 号に定める電子的方法又は書面により行う。
2. 第 2 条に定める電子的方法による通知は、当法人が会員の届出た連絡先に向けて送信し、当法人の送信記録上送信完了が確認された時点で、到達したものと推定する。
3. 前項の通知が不達又は遅延となった場合でも、その原因が会員の届出義務違反、受信環境の不具合その他会員側の事由によるときは、当法人はその責を負わない。

**第 22 条（規程の改廃）**

1．本規程の改正または廃止は、原則として理事会の決議により行う。

2．会費、会員種別、入退会要件、議決権その他会員の権利義務に重要な変更を伴う改正は、社員総会の決議により行う。

**第 23 条（法令遵守）**

会員は、当法人との関係において、独占禁止法、国内外の競争法その他の適用される全ての法令、通達、ガイドライン等の規則を遵守する。また、会員等は、当法人との関係において、国内外の競争法違反行為と疑われる可能性のある価格、生産量、取引先等の関する情報開示、情報交換及び情報共有を行ってはならない。

**第 24 条（附則）**

本規程は、令和８年４月１日から施行する。